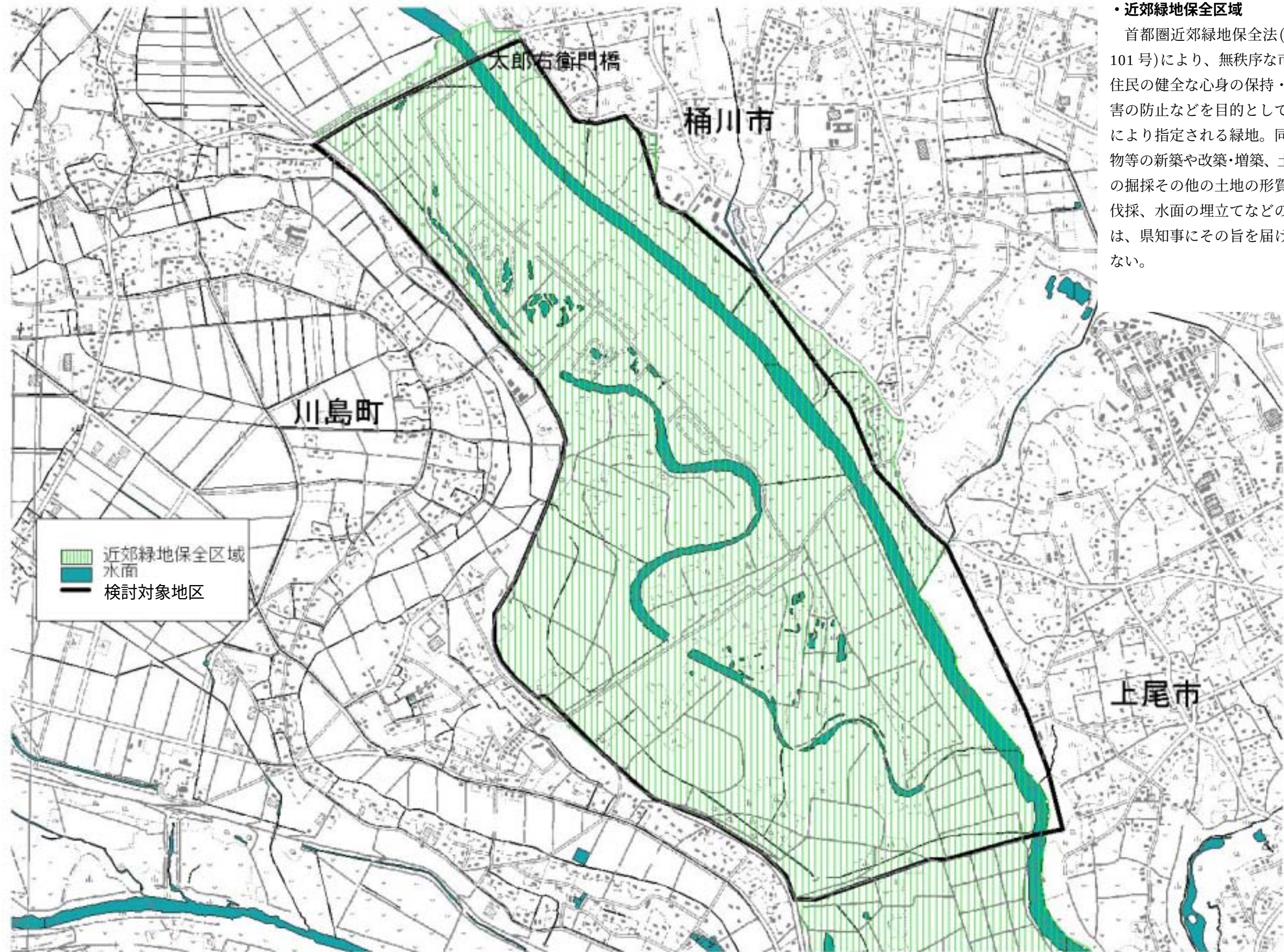


7-3 近郊緑地保全区域図



・近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律 101 号)により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止などを目的として、国土交通大臣により指定される緑地。同区域内での建築物等の新築や改築・増築、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立てなどの行為にあたっては、県知事にその旨を届け出なければならない。